

答申書

令和3年10月27日

十日町市長 関口 芳史 様

十日町市上下水道審議会

会長 佐野 芳史

十日町市上下水道審議会は、令和3年7月7日付十上下水第265号で水道料金の改定についての諮問を受け、水道事業を取り巻く厳しい現状や今後の施設整備計画、財政収支の見通し及びこれらを踏まえた水道料金改定の必要性、料金改定率、料金体系などについて、慎重に調査・審議し、意見の集約を行いました。その結果を次のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

1 水道料金改定の必要性について

料金収入の減少、水道施設の漏水対策や耐震化も合わせた老朽化施設更新の必要性、未普及地域解消事業の実施、今後の財政収支見通しにおける経営状況の悪化等、十日町市水道事業の現状を考慮すれば、将来世代に大きな負担を残さないために水道料金の改定はやむを得ないと考える。

2 改定率について

改定率については、地方公営企業法第17条の2第2項に基づき、本来は収益性の低い簡易水道事業会計に合わせた約67%の改定率により独立採算とすべきだが、十日町市水道施設更新（長寿命化）計画により水道施設更新費用の抑制と平準化に取り組み、経営改善を推進するとともに、使用者負担の公平性を優先し水道事業会計から簡易水道事業会計への繰入により、可能な限り改定率を低く抑えること。

3 附帯意見

今後、次の事項について適切な対応をとられたい。

- (1) 料金体系及び料金表については、低所得者や大口使用者等、一部の利用者に負担が偏らないように配慮すること。
- (2) 口径13mmと20mmの基本料金に関しては、どちらも主に家事用として使用されていることや、豪雪地帯であり高床式住宅を建築するため口径を上げざるを得ないという地域性を考慮して設定すること。
- (3) 簡易水道事業が福祉水道に位置づけられるという点を踏まえ、簡易水道事業会計だけで経営を考えるのではなく、水道事業会計、一般会計から必要な支援を行うこと。
- (4) 料金改定に関して使用者の理解を得るには、地方公営企業としての経営改善努力を示していく必要がある。これからも、業務の効率化に努め経費削減を図るとともに漏水防止対策、未収金対策の推進により収益性を高め、財政基盤の強化に取り組むこと。
- (5) 持続可能な経営に向け、十日町市水道施設更新（長寿命化）計画により水道施設更新費用の抑制と平準化に取り組み、経営改善を推進すること。
- (6) 改定に当たっては、改定の必要性や改定率の根拠等について、市民に分かりやすく説明し理解を得ること。
- (7) 改定による急激な負担増に配慮し、段階的な値上げ等を検討すること。